#### はしがき

本書は、家族の一員が事故、事件の加害者になった場合、家族の他の構成員が損害賠償責任を負うかどうかの問題を取り扱ったものである。

本書は、まず、法的な責任を検討する前提として、現代社会における家族で いることのリスク、法的なリスクを重要な要素とする家族関係の実情を紹介し ている。我々は、家族の一員として生まれ、成長し、家族の影響を受け、家族 に影響を与え、人によっては新たな家族を形成する等しながら、生活し、活動 し、その一生を終え、人によっては死後も家族に影響を与えることがある。我々 は、生まれるやいなや、家族から影響を受けるし(生まれる前から影響を受けて いる)、家族に影響を与えるものである。個人の家族との関係、影響は、個々の 家族ごとに極めて多様であり、個人も家族全体も全般的に恵まれている場合も あれば、個人、家族全体が様々な問題、不利益、負担、損失、トラブル、苦労 等を抱え、あるいは抱え続ける場合もあるが、現実化しているかどうかを問わ ず、どの個人も、家族も潜在的には様々な不利益、負担、損失、トラブル等の 発生するリスクを抱えている。現実には、人は生まれたときから、個々の家族 の特徴を背景として成長し、生活し、活動するにつれ、家族の絆を喜ぶことが できる反面、家族の柵に苦労するのが実情である。人は、その一生において自 分が家族の問題、不利益等による影響を受けるだけでなく、自分の問題、不利 益等で家族に影響を与えるものであり、家族の一員である個人と家族の他の構 成員との関係(家族関係)は、見方を変えると、相互に問題、不利益、負担をか け合うリスク(ファミリーリスク)を重大な内容とするものでもある。家族間の リスクの実像は、たとえば、新聞に掲載される人生相談を内容とする記事(各 新聞によって表題が異なる)等があり、実に多様な事例が掲載されているが、全 容のごく一部にすぎない。

家族内で発生する多様な問題、不利益等のリスクは、法律問題、法的な紛争の観点から見ることもできるが、家族内で親子・夫婦等の間で生じる問題、紛争のリスクは生活全般に及ぶものであり、家族の一員が死亡した後にも現実化するものがあるし(このような内容・態様の紛争、裁判は実務上多数見られ、家族

の実情を反映し、解決が困難なものが少なくない)、家族外の者との間に発生する 取引、事故・事件等による法的な責任をめぐるものもある。後者の場合には、 家族の一員が家族外の者から被害を受けることもあれば、家族外の者を加害す る事故・事件による責任の負担問題、紛争も生じ得るが、本書は、家族の一員 が加害者となって事故・事件を起こした場合における判例・裁判例を分析し、 紹介するものである。

家族の一員が家族外の者に加害行為を行った場合、加害行為者が未成年者(最 近、成人年齢が18歳に引き下げられている)、あるいは成年者によって家族の他の 構成員に与える影響は異なるが、家族は実際にどのような言動・対応をするの であろうか。家族がその一員である未成年者による加害事故・事件を知った場 合、直ちに自分の法的な責任はないなどと責任の問題を検討するのであろうか、 そもそも無関心であるのか、加害行為自体を否定するのか、自分の責任だけは 否定するのか、大変だなどと驚くだけであるのか、法的にはともかく未成年者 の将来のためできる限りの対応をしようとして心配するのか、様々な家族があ ろう。本書で紹介する判例・裁判例においては未成年者の加害行為につき親ら は、未成年者の法的な責任が明白である事例であっても(筆者は、現代社会にお いては、未成年者の社会的な成熟の程度を考慮し、加害行為の内容・態様の実情を個 別的に考慮し、責任無能力の判断基準をより低い年齢に解するのが妥当であると考え ている)、ほとんどの事例では本格的に自己の責任を否認する言動、訴訟活動を 行っているが、親らが責任を否定する判決を得た後、未成年者は法的な責任を 負ったままになるのであろうか。他方、加害行為が成年者によって行われた場 合、家族の他の構成員と加害行為者との関係は、未成年者の場合と異なり、希 薄になっているとしても、高齢者等については介護、看護、世話、同居、財産 の承継等の密接な関係があるから、その実情によっては家族が法的な責任を負 うべき根拠があるというべきであるが、無関心や無関係を装うのか、財産に影 響がなければ放置するのか、親身に心配するのか、成年者の将来のためできる 限りの対応をしようとして心配するのか、ここでも様々な家族があろう。現代 社会においては、特に成年者のうち高齢者が加害事故・事件を起こす事例が近 年広く報道される等し、高齢者の事故・事件に対する家族の対応にも注目が集 まっている。判例・裁判例の中には、本来責任を肯定すべき事故・事件につき

加害行為をした未成年者等の責任能力を否定したり、家族の責任を否定したり し、誰も責任を負わない事故・事件を法的に生じさせる事例も見られ、一層リ スクの多い社会現象が生じている。

本書は、このような現代社会における家族が抱えるファミリー・リスクの一つである家族の法的な責任をめぐる判例・裁判例を紹介し、今後の責任の在り方を説明しようとしたものである。現代社会においては、伝統的な家族の実情・諸相が大きく変化してきており、伝統的な家族も残る一方、新たな家族も広く見られるところであり、家族の法的な責任についても家族の共同体としての基礎にも動揺が見られる。しかし、困ったときにこそ、家族の柵が現実化したときにこそ、家族の絆、相互の助け合いが最も発揮されるべきときであり、加害行為を行った者をそのまま放置して家族といえるのであろうか。家族の実態を背景として家族がどれだけの範囲で責任を負うべきか、負ったほうがよいのか。それとも、成年者による加害行為の被害は、広く社会全体で負担すべきであるというのであろうか。家族の法的な責任をめぐる問題は、家族間のリスクをめぐる諸問題の一つの側面にすぎないものであり、家族像が大きく揺れている現代社会においては、あらためて家族間の法律問題を見直すべき分野が多いと考えられる。本書が今後も家族間のリスク、法律問題を検討するにおいて少しでも参考になれば、老骨を駆使した苦労も忘れられるように思われる。

最後に、本書の執筆にあたっては、民事法研究会の南伸太郎氏に多大な協力 を得たものであり、御礼を申し上げたい。

2023年7月

升 田 純

現在では、昭和30年頃というと、昭和時代自体が古い昔の印象を与えるようになってきたが、第二次世界大戦(日本では、太平洋戦争)の敗戦後10年を経て、戦後の復興が日本各地で見られ、首都圏等では高度成長の時期が始まっていたところである。国民は、首都圏等の大都市地域に大規模に移動し始めており、日本社会の家族像も、伝統的な大規模な家族から変化し始めていた頃である。この頃には、日本社会の大半においては伝統的な家族意識が強かったということができるし、昭和21年から昭和24年までの間のベビーブームの時代を経て(筆者は、昭和25年生まれであるが、同年の出生数は200万人を超えていた)、全国各地に幼児、児童が溢れており、一家には複数の乳幼児、児童や、祖父母もいて、大規模な家族が普通に見られたところである。家庭では家族の絆、連帯意識も強く、多くの家庭では貧しいながらも賑やかな時代であったし、町々には日中乳幼児、児童が溢れていた時代であった。

昭和20年代~30年代における裁判例としては、次のものがある。

なお、以下、本書において紹介する判例・裁判例は、かつて判例時報においていて紹介したものに多数の裁判例を追加したものである。

# 1 ● 安全剃刀による子の加害行為に対する親の責任

# 【事案の概要】(京都地判昭和29・11・25下民集5巻11号1924頁)

A (当時、15歳10か月)は、 $Y_1$ 、 $Y_2$ の子であり、精神病に罹患しており、X (女性)は、 $Y_1$ の営む青果商の建物の2階に間借りしていたところ、昭和26年 9月、本件建物の1階台所で食事をしていた際(停電となり、自転車の電灯の中で食事をしていた)、Aが背後からXに抱きつき、安全剃刀で頸部等の顔面に切り付け、傷害を負わせたため、Xが $Y_1$ 、 $Y_2$ に対して監督義務違反を主張し、不法行為に基づき損害賠償を請求した。

この判決は、Aが頻繁にてんかんの発作を起こし、しばしば薪割りを振り上げ硝子を割るなどの衝動的に挙動があったことから、 $Y_1$ らにおいてはAを自宅で監護する以上、日常、特にその挙動を監視し、不慮の事故の発生を防止すべき義務があり、その病状につき医師の診断を受け、その指示に従い適切な監護の処置をとることもなく漫然とこれを放置する等したとし、監督義務違反を認め、請求を認容した。

## 【判旨】

「Aは昭和25年3月頃より時々てんかんによる失神の発作を起こすようになり医師 Bの治療及び京都府立医科大学精神科の診断を受けたが病状は好転せず、学校中退後 一時被告Y<sub>2</sub>の郷里に静養に赴き、同26年1月被告Y<sub>1</sub>方に帰り家業の手伝をしていた が依然病状は回復に至らす、本件事故当時に至るまで1週間ないし10日に一回程度の 割合で発作を起す状態であったこと、同人の日常の挙動も近隣の小児を相手に遊戯に 興じ、家業の手伝といっても被告Y1の行商について行く程度以外殆ど役に立たず、 しばしば母親のY2に対してまき割を振り上げ、或は小遣をせがんでガラスを割る等 の衝動的な挙動があったこと、現在同人は大阪府茨木の精神病院に収容されているこ とが認められ、これらの事実と成立に争のない〈証拠〉を併せ考えれば同人は本件事 故当時精神病のため自己の行為の責任を弁識し得ない心神喪失の状態に在ったものと 認められる、そこで次に被告等のAに対する監督義務懈怠の事実の有無について判断 する、証人C、Dの各証言、原告X、被告Y1各本人尋問の結果、被告Y2本人尋問調 書の記載によれば、前示認定の如くAは静養先より帰宅後も依然として病状は回復せ ず1週間ないし10日に一度という頻繁なてんかんの発作を起し、しかもしばしばまき 割を振上げガラスを割る等の衝動的な挙動があったものであるから、被告等はたとえ 医師或は警察より同人を隔離するようにとの注意を受けなかったとしても同人を自宅 に置いて監護する以上、日常特にその挙動を監視し不慮の事故の発生を防止すべき義 務があり、同人が家業の手伝に従い得る状態に在ったことは何等右義務を免れさせる ものでないのに拘らず被告等はAの帰宅後その病状につき医師の診断を仰ぎその指示 に従い適切な監護の処置をとることもなく漫然とこれを放置し、且原告に対してAの 病状を告げ注意を促すこともせず、更に本件事故当時は停電が頻発していたが同人は 暗所において発作を起し易い傾向があったのに停電時に際し特に同人の監視に留意し た形跡もみられないから被告等がAに対する監督義務を怠らなかったとの事実は到底 認められない、被告Y1本人尋問の結果及び被告Y2本人尋問調書中右認定に反する部 分は信用できない。また本件事故が停電中に発生したことは争がないが被告等は親権 者として日常Aに対する監督義務を怠っていた以上具体的に本件傷害行為の発生を防 止する暇がなかったとしてもその責任を免れることはできない。」

# 【判決の実務上の意義】

この事案は、精神病に罹患した未成年者(当時、15歳10か月)が行った傷害行為についてその両親の法的な責任が問われたものであり、未成年者が両親と自宅に同居していたこと、未成年者が自宅において自宅の一部の賃借人を安全剃刀で切り付けたこと、未成年者が精神病に罹患していたこと、未成年者の両親

の監督義務違反による不法行為が問題になったことに特徴がある。

この判決は、両親が自宅で未成年者を監護していたものの、病状が回復しなかったこと、未成年者には日頃から衝動的な挙動があったこと、本件当時には未成年者が責任能力のない状態であったこと、両親は日頃未成年者の挙動を監視し、不慮の事故を防止すべき義務があるとし、本件では監護義務違反があるとしたことに特徴がある。この判決は、両親と同居する未成年者(15歳で精神疾患に罹患していた)の監護義務違反の不法行為を認めた事例として参考になるものである。

### 2 ● キャッチボールによる子の加害行為に対する親の責任

#### 【事案の概要】(大阪地判昭和30・2・8下民集6巻2号240頁)

A (当時、12歳11か月) は、昭和25年6月、友人Bと、幅員6メートルの公道に沿った空き地(東側に広場があり、鶏舎があったが、付近は通行人等が多かった)においてキャッチボールをしていたところ、Aの投げたボールがそれて、鶏舎の前で餌をやっていたXの左眼に当たり、失明する傷害を負ったため、XがAの父Yに対して法定監督義務違反を主張し、不法行為に基づき損害賠償を請求した。

この判決は、Aの責任能力を否定し、民法714条の適用を認め、空き地でキャッチボールをしたとの一事だけで監督義務を怠らなかったということはできないとし、請求を認容した。

#### 【判旨】

「そこでAの前記過失に因り原告に加えた傷害に対する責任能力の有無について考察するに、凡そ或行為の結果についてその者に責任があるとするには、該行為の結果が法律上違法なものとして価値判断されるものなることを弁識する精神能力を有する場合でなければならないと解すべきものであるが、Aの年令は当時12年11月であって、右年令の程度においては一般に右行為の結果が違法なものとして法律上非難に価するものなることを弁識する精神能力に欠けているものと言うべく、他に特段の事情の認められない本件においては、Aは前示行為の結果に対する責任能力はないものと断ぜざるを得ない。してみれば、民法第714条により、Aの親権者として法定監督義務ものである被告は、Aが原告に加えた前記傷害の結果原告の蒙った物的精神的の損害につきその賠償を為す責任がある。被告は、Aが子供の運動場として解放されていた空

地でキャッチボールをしていたものである以上、被告に監督上の懈怠はないと主張するけれども、Aの右行為が単に運動場として利用されていた空地においてなされていたことの一事を以てしては被告の右責任免除の理由とはならないし他に被告が監督義務を怠らなかったことの証拠はないから、被告の原告に対する前記賠償義務は免れない。」

#### 【判決の実務上の意義】

この事案は、未成年者(当時、12歳11か月)が運動場として使用されている空地で友人とキャッチボールをして遊んでいた際、未成年者の投げたボールが近くで仕事をしていた者の左眼に当たって負傷し、父親の民法714条所定の基づく損害賠償責任が問われたものであり、付近に通行人の多い空き地で未成年者らがキャッチボールをして遊んでいたこと、投げたボールが付近で仕事をしていた者に当たったこと、被害者が左眼失明の傷害を負ったこと、父親の同法714条所定の損害賠償責任が問題になったことに特徴がある。この事案では、未成年者は責任能力の有無が微妙な年齢であり、また、加害行為が空き地における友人同士の遊びにおけるキャッチボールであったことから、法的な責任の成否、責任の所在が問題になる微妙なものである。最近は、キャッチボールを行ったり、簡略化された軟式等の野球(場所が狭いとか、参加者が少ないと、三角ベースの野球なども見かけたものである)をする児童、生徒の姿を見かけることは少なくなっているが、昔は、日常的にあちこちで見かけた風景である(筆者も近所の神社の境内でソフトボール、テニスボール、軟式ボールを利用した野球をよく行ったものである)。

この判決は、未成年者の責任能力を否定したこと、父親が民法714条所定の法 定監督義務者にあたるとしたこと、父親の責任について、運動場として使用さ れていた空き地におけるキャッチボールということだけでは監督上の義務の懈 怠を否定できないとしたことに特徴があり、事例判断を提供するものであるが、 未成年者の空地におけるキャッチボール上の不法行為を肯定した判断は参考に なるものである。

## 【著者紹介】

#### 升田 純 (ますだ じゅん)

#### [略 歴]

昭和25年4月15日生まれ 島根県安来市出身

昭和44年3月 松江北高校卒業

昭和44年4月 京都大学法学部入学

昭和48年 国家公務員試験上級甲種、司法試驗合格

昭和49年3月 京都大学法学部卒業

昭和49年4月 農林省入省

昭和52年4月 裁判官任官、東京地方裁判所判事補

昭和56年7月 在外研究・米国ミシガン州デトロイト市

昭和57年8月 最高裁判所事務総局総務局局付判事補

昭和62年4月 福岡地方裁判所判事

昭和63年7月 福岡高等裁判所職務代行判事

平成2年4月 東京地方裁判所判事

平成4年4月 法務省民事局参事官

平成8年4月 東京高等裁判所判事

平成9年4月 裁判官退官、聖心女子大学教授

平成9年5月 弁護士登録

平成15年1月 升田純法律事務所設立

平成16年4月 中央大学法科大学院教授

令和3年3月 中央大学法科大学院定年退職

#### 〔著書〕

『大規模災害と被災建物をめぐる諸問題』(法曹会、平成8年)

『詳解 製造物責任法』(商事法務研究会、平成9年)

『高齢者を悩ませる法律問題』(判例時報社、平成10年)

『裁判例からみた内部告発の法理と実務』(青林書院、平成20年)

『現代社会におけるプライバシーの判例と法理』(青林書院、平成21年)

『モンスタークレーマー対策の実務と法[第2版]』(共著、民事法研究会、平成21年)

『原発事故の訴訟実務』(学陽書房、平成23年)

『マンション判例で見る標準管理規約』(平成23年、大成出版社)

『平成時代における借地・借家の判例と実務』(平成23年、大成出版社)

『警告表示・誤使用の判例と法理』(民事法研究会、平成23年)

『一般法人・公益法人の役員ハンドブック』(民事法研究会、平成23年)

『風評被害・経済的損害の法理と実務〔第2版〕』(民事法研究会、平成24年)

『不動産取引における契約交渉と責任』(大成出版社、平成24年)

『民事判例の読み方・学び方・考え方』(有斐閣、平成25年)

『現代取引社会における継続的契約の法理と判例』(日本加除出版、平成25年)

『インターネット・クレーマー対策の法理と実務』(民事法研究会、平成25年)

『変貌する銀行の法的責任』(民事法研究会、平成25年)

『名誉毀損の百態と法的責任』(民事法研究会、平成26年)

『最新PL関係判例と実務〔第3版〕』(民事法研究会、平成26年)

『自然災害・土壌汚染等と不動産取引』(大成出版社、平成26年)

『要約マンション判例170〔新版〕」(学陽書房、平成27年)

『民法改正と請負契約』(大成出版社、平成29年)

『民法改正と賃貸借契約』(大成出版社、平成30年)

『判例にみる慰謝料算定の実務』(民事法研究会、平成30年)

『判例にみる損害賠償額算定の実務 [第3版]』(民事法研究会、平成31年)

『写真の撮影・利用をめぐる紛争と法理』(民事法研究会、令和2年)

『名誉毀損判例・実務全書』(民事法研究会、令和2年)

『乳幼児事故の判例と実務』(民事法研究会、令和3年)

『現代社会における著作権・著作者人格権の判例と実務』(大成出版会、令和4年)

『部品・原材料の製造物責任』(民事法研究会、令和4年)

『実戦民事訴訟の実務 [第6版]』(民事法研究会、令和5年) など

# 家族の監督義務・監護義務違反をめぐる判例と実務

令和5年7月23日 第1刷発行

定価 本体 5,400円 + 税

著 者 升田 純

発 行 株式会社 民事法研究所

印 刷 文唱堂印刷株式会社

# 発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

〔営業〕TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

http://www.minjiho.com/ info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。 ISBN978-4-86556-572-0 C2032 ¥5400E 表紙デザイン: 関野美香